



## 障害のある人への福祉サービス (福祉総務課 障害福祉担当 227-6063)

- 「身体障害者手帳」をお持ちの人
  - 「療育手帳」をお持ちの人
  - 「精神障害者保健福祉手帳」をお持ちの人は次のようなサービスが受けられます。
- \*生活訓練や職業訓練のための各種支援施設への入所・通所
- \*費用等の支給
- ・補聴器や車いすなど補装具にかかる費用(身体に障害のある人が対象)
  - ・特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当など
- \*医療費(自己負担分)の助成
- \*割引や減免など
- ・JR、バス、電車、航空、タクシーなどの運賃や有料道路の割引(精神に障害のある人については、割引の対象とならないものがあります)
  - ・自動車税やNHK放送受信料の減免
  - ・所得税などの控除

### 心身障害者医療費助成

身体障害者手帳1～3級・市民税非課税世帯で4級の所持者、または療育手帳所持者に対して、医療保険適用分の自己負担分を助成します。

### 自立支援医療(更生医療)の給付

障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活または社会生活を営むために必要な医療の給付を行います。(人工透析、心臓バイパス手術など)

### 自立支援医療(精神通院)の給付

精神に障害のある人の精神疾患に対する通院治療費を軽減します。

### 精神障害者通院医療費助成

精神障害者保健福祉手帳所持者で、自立支援医療(精神通院)の給付を受けている市民税非課税世帯の人の自己負担分の半額を助成します。

## 障害福祉サービス

介護や訓練などの支援が必要な場合に、市で支給決定を受けてから、希望する事業者との契約によりサービスを利用することができます。

対象者………身体、知的、精神に障害のある人  
サービス内容…施設入通所、短期入所、居宅介護サービス、児童発達支援、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労継続支援など

※対象者により利用できるサービスが定められています  
※収入に応じて利用者負担があります

### 補装具費支給

身体の失われた部分や障害のある部分を補って、日常生活や働くことを容易にする用具の購入・修理についての費用を支給します。(義肢、装具、座位保持装置、補聴器、車いす、電動車いすなど)

### 相談支援事業

福祉サービスの利用援助、社会資源を活用するための支援、社会生活力を高めるための支援、権利擁護のための必要な援助などを行っています。

### コミュニケーション支援事業

聴覚に障害のある人の社会生活におけるコミュニケーションを円滑にするため、手話通訳者または要約筆記者を派遣します。

### 日常生活用具給付事業

重度の障害のある人に対し、自立支援用具などの日常生活用具を給付することにより日常生活の便宜を図ります。(特殊寝台、入浴補助用具、聴覚障害者用屋内信号装置、ストマ用装具、紙おむつなど)

## 移動支援事業

屋外での移動に支援が必要な障害のある人の自立と社会参加のためにヘルパーを派遣します。(介護保険対象者は介護保険制度が優先されます)

### 地域活動支援センター事業

利用者に対し、創作的活動・生産活動の機会の提供など、社会との交流の促進などを図ります。

### 福祉タクシー利用料金助成事業

自動車の運転ができない身体障害者手帳1・2級、療育手帳Aおよび精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者に対して、福祉タクシー助成券を交付します。

### 重度身体障害者訪問入浴サービス事業

身体に重度の障害のある人で、自宅での入浴が困難な人に対し、入浴車が訪問し、身体の清潔保持などを図ります。

### 日中一時支援事業

家族の就労支援および障害のある人を日常的に介護している家族の一時的な休息などのために、障害のある人に日中の活動の場を提供します。

### 社会参加促進事業

障害のある人の社会参加を促進するため、スポーツ、芸術活動など、社会参加を目的とした事業を実施します。



## 自動車運転免許取得・自動車改造費事業および介助用自動車改造費事業

身体に重度の障害のある人の社会参加促進のため、自動車運転免許の取得および福祉車両の取得費または改造費の一部を助成します。また、重度の下肢または体幹障害のため車いすを常用されている人の社会参加促進のため、介助者が運転する自動車の改造費等の一部を助成します。

### 自立支援型住宅リフォーム推進事業

下肢、体幹または乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能(移動機能障害に限る)の障害のある人で、障害程度が1～3級の人(日常生活用具給付事業に準ずる)、または視覚に障害のある人で障害程度1・2級の人がいる世帯に対して住宅の改造費を助成します(介護保険対象者は介護保険制度が優先されます)。  
※所得制限があります

### 障害者ふれあい入浴事業

障害のある人の健康維持と障害のない人とのふれあいを図るために、身体障害者手帳などの所持者に対し、市内の公衆浴場などを利用できる利用券を交付します。

### 温泉療養事業

障害のある人の身体的・精神的健康の増進と社会参加を図るため、在宅の身体障害者手帳などの所持者に対し、県内の指定温泉宿泊施設を利用する場合(宿泊を伴う場合に限る)に、その費用の一部を助成します(1年間に1回申請できます)。

### 心身障害者扶養共済制度(助成事業)

障害のある人を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月掛金を納めることにより、万が一(死亡・重度障害)のことがあったとき、障害のある人に終身一定の年金が支給されます。加入条件、掛金などは問い合わせください。

### 特別障害者手当

著しく重度の障害のため、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の障害のある人に支給されます。

米穀販売 詳細MAP3図 G-1

マイナス・イオン精米工場直売店  
**株式会社 米屋** 能登門前米  
極低温で大切に保管しています。

当社は昭和38年の創業以来、野々市の歴史とともに歩み続けております。精米技術に特化した米販売業を展開し、お客さまとともに成長して参りました。お客さまの「美味しい」という満足向上を深く追求し、お客さまのニーズに合わせたお米の提供を常に心掛けております。「玄米精米の売買(うるち米・もち米問わず)」「ご飯の美味しい炊き方」「料理に合わせたブレンド米のご提案」などお米に関することなら何でもお気軽にご相談ください。

■野々市市福荷1-88  
■TEL:076-246-6000 ■FAX:076-246-6072  
■営業時間/8:30～18:30 ■定休日/日曜・祝日  
■URL:http://ekome.biz/  
■E-mail:komeya@ekome.biz P あり(3台)

洋菓子店 詳細MAP6図 A-2

ケーキ/サロン・ド・テ/焼菓子  
**éclatant 菓子工房 エクラタン**

オープンキッチンで焼かれるエクラタンのケーキは、一つひとつパティシエの手によっておいしく作られる逸品ばかりです。店内には、カフェスペースもございますのでケーキやお飲物を選んでゆったりした時間を過ごせます。贈り物用に最適な焼き菓子ギフト等、色々ご用意しております。お客さまのご希望に沿って商品を詰め替えることも可能です。デコレーションケーキのご注文も承ります。生クリームでのデコレーションケーキでしたら当日の注文も承りますので、一度お電話でも確認してみてください。

■野々市市栗田6-494  
■TEL:076-220-7008  
■営業時間/10:00～21:00 ■定休日/水曜  
■URL:http://www.eclatant.biz/  
■E-mail:takamura.naoki@ivory.plala.or.jp P あり

一般公衆浴場(銭湯) 詳細MAP1図 G-2

あなたの身近に。FU~  
**御経塚の湯**

野々市市民の皆さま、こんにちは!「ぼかぼか御経塚の湯」は野々市市唯一の銭湯です。当店ではポイント2倍dayや何これ!?イベント、シルバーの日など、毎日様々なイベントを行っています。銭湯は、はるか昔の鎌倉時代からみられる文化と歴史ある場所です。体を温めて、見知らぬ人とおしゃべりして、ほっこりしませんか?ずっとあなたの身近に「ぼかぼか御経塚の湯」がお待ちしております。

■野々市市御経塚4-38  
■TEL:076-240-4126 ■FAX:076-287-0230  
■営業時間/6:00～27:00(深夜3時まで) ■定休日/年中無休(メンテナンス等により休日を頂くございます。)  
■URL:http://www.you-yu.jp  
■E-mail:1010-okyouzukanoyu@you-yu.jp P あり(40台)

# 障害福祉・経済的にお困りの人への援助

## 障害児福祉手当

重度の障害のため、日常生活において常時介護を必要とする在宅の障害のある子どもに支給されます。

## 特別児童扶養手当

※ P14 参照

## 身体障害者相談員事業

身体に障害のある人の更生援護の相談に応じ、必要な指導を行うとともに、地域活動の推進や援護思想の普及などを行います。

## 知的障害者相談員事業

知的障害のある人の更生援護に関し、本人またはその保護者からの相談に応じ、必要な指導・助言を行うとともに、知的障害のある人の援護思想の普及を行います。

## 除雪助成事業

※ P28 参照

## 経済的にお困りの人への援助 (福祉総務課 地域福祉担当 227-6061 社会福祉協議会 246-0112)

## 生活保護

生活に困窮している人に一定の基準によって最低限度の生活を保障し、自立を援助します。

## 生活福祉資金貸付制度

収入の少ない世帯や身体障害者手帳などの交付を受けた人がいる世帯に対して、資金の貸付と必要な援助指導を行うことによって、自立し、安定した生活を確保することを目的としています。貸付条件がありますので、詳しくは社会福祉協議会に問い合わせください。

## 民生委員・児童委員

市の行う福祉事業に協力して、高齢者世帯や生活に困っている人、からだの不自由な人、児童の保護者などからの相談に応じる民間の奉仕者で、厚生労働大臣から委嘱されています。困ったときは、地域の民生委員・児童委員にお気軽に相談ください。

## 社会福祉協議会

地域福祉の推進を図ることを目的とした社会福祉法人です。地域住民やボランティア、社会福祉関係者などの協力のもと地域福祉の課題の解決を通してだれもが安心して暮らすことのできるまちづくりを目指しています。

## 成年後見制度

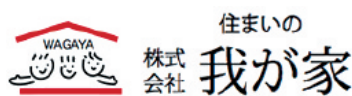
心身の障害などにより判断能力が不十分な人が日常生活を営むうえで不利益を被らないように権利や財産を守り、支援する制度です。家庭裁判所により法的に権限が与えられた代理人が本人に代わって財産管理や契約を行います。



## 建築・修理・リフォーム

詳細MAP4図 A-4

一心のつながりを大切に



地元で家を建て続けてきた知識を元に、お客さまのご予算・条件に合わせた住まいづくりをサポートさせていただきます。住まいについて、小さなことから大きなことまで何でもご相談ください。

■野々市市下林4-565-1  
■TEL:076-248-4316 ■FAX:076-294-5311  
■営業時間/9:00~17:30 ■定休日/日曜・祝日  
■URL:<http://www.sumainowagaya.co.jp>  
■E-mail:toshio@sumainowagaya.co.jp

## リフォーム

詳細MAP5図 E-2

住まいのことなら

株式会社いいじいほーむ



住まいのことなら、なんでも屋さんです。おうち全体のリフォームからオール電化やトイレ等の部分的なリフォーム、その他エクステリア工事、残物処理や空き家・空き土地の維持管理等。こんな事でも頼めるかしら?どうぞ聞いてください。見積もり無料!

■野々市市末松1-37-1  
■TEL:076-216-8812 ■FAX:076-216-8818  
■営業時間/8:00~18:30 ■定休日/日曜・祝日  
■URL:<http://www4.ocn.ne.jp/~eazyhome/>

P あり(8台)